

マイナンバーについて

はじめに

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤として導入されるものですが、一方で個人情報の適正な取扱いの観点から、法に定められた用途以外でマイナンバーを利用、提供することが禁止されています。

ついては、成年後見人等が本人のためにマイナンバーを利用、提供し、又は保管、管理する場合には、個人情報の適正な取扱いに十分に留意してください。

なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）における個人番号（以下「マイナンバー」という。）は、制度の導入時には、社会保障、税及び災害対策の分野に限定して利用されることになっていますが、今後、その利用範囲を拡大していくことが検討されていますので、その点に留意してください。

おって、今後の利用範囲の拡大等によっては、成年後見人等によるマイナンバーの取扱い等にも変更が生じることがあります。

Q 2 3 マイナンバーの把握について

成年後見人が、成年被後見人の個人番号（マイナンバー）を把握しておく必要はありますか。

- A 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）における個人番号（以下「マイナンバー」という。）は、年金、労働、福祉、医療等の社会保障の各分野や税の分野で活用されるものですので、成年後見人は、成年被後見人の法定代理人として、これらの分野において必要な手続を行うため、マイナンバーを把握しておくことが必要な場合があります。

例えば、成年被後見人に賃料収入等があり確定申告を行う必要がある場合や、成年被後見人が相続財産を取得し相続税の申告を行う必要がある場合等には、成年被後見人の法定代理人として、成年後見人が税務署に対して必要な手続を行うため、マイナンバーを把握することが考えられます。

なお、成年後見人がマイナンバーを取得した場合には、法に抵触する行為を行わないように留意して、適切に管理する必要があります。

Q 2 4 マイナンバーの保管・管理について

成年後見人が、成年被後見人の通知カード及び個人番号カードを保管・管理する必要がありますか。

- A 成年被後見人の状況や手続におけるマイナンバーの必要性等を踏まえて、成年後見人が成年被後見人に代って通知カード又は個人番号カードを保管・管理しておくことが必要な場合がありますが、特段の必要もないのに保管・管理する必要はありません。

Q 2 5 マイナンバーについての裁判所への報告

成年後見人等が個人番号（マイナンバー）を把握した場合、家庭裁判所に報告をする必要がありますか。

A 成年後見人等がマイナンバーを把握した場合に、家庭裁判所に報告をする必要はありません。

また、成年後見人等がその事務の報告等のために、家庭裁判所に提出する書類及び資料については、マイナンバーの記載は必要ありませんので、書面及び資料の提出の際には、マイナンバーの記載がないものを提出してください。

Q 2 6 マイナンバーが記載された書面を裁判所に提出する場合

家庭裁判所に提出する書面又は資料に、個人番号（マイナンバー）が記載されたものしかない場合には、どのようにすればいいですか。

A マイナンバーが記載された部分にマスキング処理（黒塗り処理）を行った書面又は資料を提出してください。

メ　　モ

平成15年　2月　3日初版発行
平成16年10月15日改訂版発行
平成17年11月　1日3訂版発行
平成18年12月　1日4訂版発行
平成20年10月　1日5訂版発行
平成22年10月　1日6訂版発行
平成23年　8月　1日7訂版発行
平成24年12月　1日8訂版発行
平成26年　4月　1日9訂版発行
平成27年　1月　1日10訂版発行
平成27年　8月　1日10訂版（補訂）発行
平成29年　2月　1日11訂版発行
令和　2年　2月　1日12訂版発行
京都家庭裁判所後見センター
〒606-0801
京都市左京区下鴨宮河町1番地
電話番号075-722-7211（代表）

